

拡充された主な「雇用を守るための支援」の概要

岩手労働局

●雇用調整助成金の更なる拡充（別添1）

## ○概 要

新型コロナウイルス感染症の影響により休業する事業主を支援するため、令和2年4月1日から9月30日までの間を1日でも含む休業について、雇用調整助成金の日額上限を8,330円から15,000円に引き上げるとともに、解雇等を行わない中小企業の助成率を一律10/10に引き上げる。また、この措置は、4月1日に遡って適用するとともに緊急対応期間を9月末日まで延長。

## ○問い合わせ先

岩手労働局職業対策課分室 電話：019-606-3285

●新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の創設（別添2）

## ○概 要

新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、休業期間中に休業手当を受けることができなかった中小企業の労働者に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（休業前賃金の80% 1日当たり11,000円上限）を支給。

## ○問い合わせ先

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話：0120-221-276

●新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する妊婦のための助成制度の創設（別添3）

## ○概 要

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要な妊娠中の労働者のために、有給の休暇制度（年次有給休暇を除く。）を設けて取得させる事業主を支援する新たな助成制度を創設。

## ○問い合わせ先

岩手労働局雇用環境・均等室 電話：019-604-3010

●新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の拡充（別添4）

## ○概 要

新型コロナウイルス感染症の影響により小学校等が臨時休業となった場合に、子どもの世話をを行う保護者である労働者に有給の休暇を取得させた事業主を支援するため、小学校休業等対応助成金の日額上限を8,330円から15,000円に引き上げ。

※ 委託を受けて個人で仕事をする方が契約した仕事をできなくなった場合に支給する「小学校休業等対応支援金」の日額の引上げ（4,100円⇒7,500円）

## ○問い合わせ先

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

電話：0120-60-3999

**●両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）に「新型コロナウイルス感染症対応特例」を創設（別添5）**

○概要

新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、有給休暇を取得して介護を行えるような取組を行う中小企業事業主を支援するため、両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）に「新型コロナウイルス感染症対応特例」を創設。

○問い合わせ先

岩手労働局雇用環境・均等室 電話：019-604-3010